

周南市地域子育て支援拠点施設条例制定について

周南市地域子育て支援拠点施設条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市地域子育て支援拠点施設条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施するため、地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
子育て交流センター ぞうさんの家	周南市築港町13番15号
尚白子育て支援センター	周南市新宿通6丁目1番25号
わかやますくすくセンター	周南市上迫町15番7号

(開所時間及び休所日)

第3条 拠点施設の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

名称	開所時間	休所日
子育て交流センター ぞうさんの家	午前9時から午後 4時まで	周南市の休日を定める条例（平成15年周南市条例第2号）第1条第1項各号に規定する休日

尚白子育て支援センター	午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで	(1) 日曜日及び木曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
わかやますくすくセンター	午前9時から正午まで 午後1時から午後3時まで	(1) 月曜日及び水曜日 (2) 周南市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開所時間を変更し、又は休所日を変更することができる。

(事業)

第4条 拠点施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 子育て等に関する相談又は援助の実施に関すること。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供に関すること。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用者の範囲)

第5条 拠点施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの者であって市内に居住するもの(わかやますくすくセンターにあつては、幼稚園、保育所、認定こども園その他の就学前の子どもに関する教育・保育施設に通園又は通所している4歳以上の者を除く。)
- (2) 前号に掲げる者の保護者
- (3) 子育て支援に係る関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(利用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者の利用を制限し、その利用の停止を命じ、又は退去を命ずることができる。

- (1) 人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある者
- (2) 拠点施設の設置目的に反する利用をし、又はそのおそれがある者
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第7条 拠点施設を利用する者は、建物、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとしたときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の尚白子育て支援センターに係る規定については、平成31年6月1日から施行する。

(周南市子育て交流センター条例の廃止)

- 2 周南市子育て交流センター条例（平成15年周南市条例第130号）は、廃止する。